

## 第 85 号議案

### 豊後大野市国民健康保険税条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

#### 提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する等の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例（平成17年豊後大野市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,290円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,150円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,440円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,300円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「」とするを「及び」とするに改める。

附則第10項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第11項、第12項及び第14項から第17項までの規定中「第23条」を「第23条第

1 項」に改める。

附則第 18 項中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に、「適用について」を「規定の適用について」に改める。

附則第 19 項から第 21 項までの規定中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2（同条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、第 6 条、第 23 条の 2（「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「」とするを「及び」とする）に改める部分に限る。）及び附則第 18 項（「適用について」を「規定の適用について」に改める部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の豊後大野市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。